

○労働関係資料の蒐集と配付

○集団の事業を推進する非常勤職員の
人件貸支出

又集団の選定、中小企業集団事業の指導を企画検討し、本県における中小企業労働対策を総合的、一元的に実施し連絡調整を円滑ならしめるため労働基準局県関係部課、学識経験者、民間関係団体等で中小企業労働対策協議会を設けて居る。

なお一集団に対する補助は五年間の予定であり、昭和四五年までに一五集団を育成する予定である。

中小企業集団では色々問題をかかえながら前記のような事業を実施して今後効果を挙げるよう努力して居るが特に福祉関係では多彩な活動を行なって好評を博して居るようである。

労働福祉の向上を

労働者の暮しを豊かにし幸せを増す施設や制度を整備充実する、つまり労働福祉の向上をはかる事は賃金、労働時間等の基本的な労働条件をよくすることと共に重要なことである。中小企業で労働福祉が問題とされる理由について詳しく述べる紙はないが、要約すると一つには今後ますます深刻化する事が予想される求人難に對処して若年或いは技能労働力の確保とその定着をはかるために必要であり、二つには、労働福祉を向上するこ

とによつて労働能率を増進するのに大きな効果があるからである。その他労使の協調、人間関係の円滑化等に労働福祉は寄与するところが大きいといわれている。

このような労働福祉施設制度の充実整備について中小企業者の方々はできるだけ努力されて居り、年々向上しているが、先進県に比して全般的に劣悪な状態にあり、今後企業主自身の努力がなお一層要請されるところである。県としても中小企業の指導啓蒙につとめると共に、色々施策を講じて労働福祉の向上に努力して居る。

(一) 労働金庫の指導育成

労働者の手による金融機関として昭和二九年に生れた本県の労働金庫はその資金量も二三億円となり、労働者の生活資金、組合運営資金、住宅資金等の貸付を行なつて福祉の増進に役立つて居る。県ではその健全な発展のため指導監督につとめると共に県資金を年間三、〇〇〇万円余り貸付けてその育成をはかつて居る。

(二) 中小企業退職金共済制度の普及

自力で退職金制度を持つ事が困難な中

小企業のため中小企業退職金共済法に基

づく退職金共済制度の普及につとめ、退

職金制度のない中小企業の労働者にも退

職金が確保されるようつとめて居る。

この制度は中小企業者が退職金共済事

業団と退職金共済契約を結び従業員の退

職金を支給するために毎月一定の掛金

になり、掛け金を三ヵ年以上払い込むと退職金に国庫補助金が加算され、この制度の加入事業主に対しては福祉施設設置に必要な資金の融資制度がある等有利な点が多いものである。なお建設業の現場で期間を定めて働く労働者のためにこの退職金共済制度の中で特別な措置がとられて居る。

退職金共済制度への加入状況は次のとおりである。

年度別中小企業退職金共済制度加入状況			
区分	加事業所数	入社員数	被労働者数
38	632	9,377	
39	798	12,733	
40	908	15,090	

建設業退職金共済制度加入状況		
加入事業所数	被労働者数	(41年8月現在)
895カ所	8,292人	

(三) 中小企業労働福祉施設資金融資制度の利用促進

中小企業が労働福祉施設を設置又は改善する場合その資金を融資する制度として肥後銀行による融資制度と前記中小企業退職金共済事業団の直接貸付制度があ

事業団が商工中金及び肥後銀行取扱いで直接貸付けるもので、貸金額は四一年度全体で六億円である。貸付を受けられる者、退職金共済制度に加入している中小企業者、利率年八分二厘、期間十一年以内、貸付限度施設設置に必要な資金額の七〇%以内となつて居る。

なお県では年金福祉事業団、雇用促進事業団、住宅金融公庫、日本住宅公團等

政府関係機関の住宅その他労働福祉資金の融資についても取扱っているので利用

されるよう希望している。

○肥後銀行の融資制度中小企業退職金共済事業団が肥後銀行に預託した四〇〇万円と肥後銀行による融資制度と前記中小企業退職金共済事業団の直接貸付制度がある。

○肥後銀行の融資制度中小企業退職金共済事業団が肥後銀行に預託した四〇〇万円と肥後銀行による融資制度と前記中小企業退職金共済事業団の直接貸付制度がある。

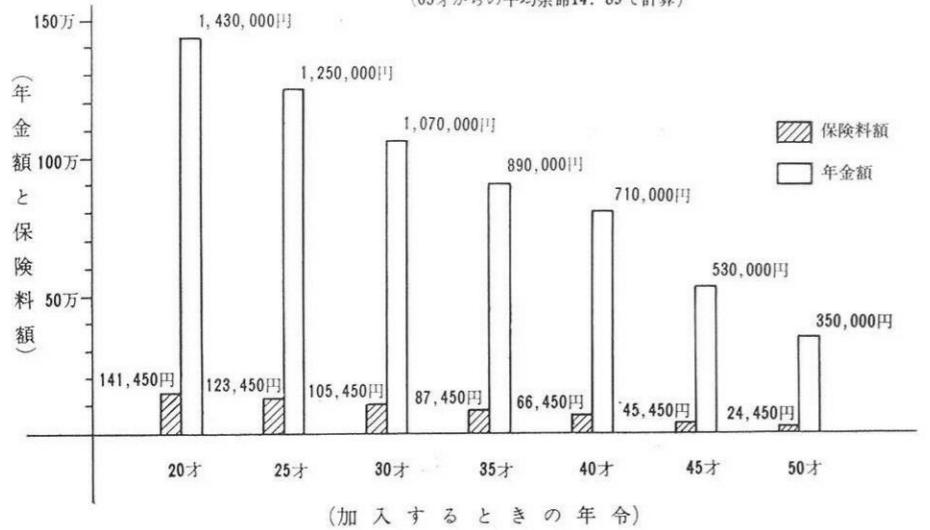
国民年金制度普及推進月間

県民こそって年金を

35才以上の人には、国民年金の最後の機会です。

老老年金の保険料と年金額の比較

(65才からの平均余命14.89年計算)



各年金の支給要件の一覧

老令年金	保険料納付済期間、保険料免除期間またはそれを合せた期間が25年以上ある人が65才になったときから支給。(昭和5年4月1日以前に生まれた人は25年の期間が、年令に応じて10年から24年までに短縮。)
通算老令年金	保険料納付済期間、保険料免除期間またはそれを合せた期間が1年以上で、次の項のどれかに該当する人が65才になったときから支給。 ①被用者年金の加入期間と合せて25年以上あること。 ②被用者年金の加入期間が20年以上あること。 ③他の公的年金制度から老令、退職の年金が受けられること。
障害年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上(保険料納付が引き続いて最低1年以上、免除の場合は3年間。以下同じ)ある人が、法律で定める程度の廃疾の状態になったときから支給。
母子年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある妻が、夫と死別し、18才未満の子(20才未満の廃疾の子を含む。以下同じ)と一緒に生活しているとき支給。
準母子年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある女性が、生計の中心者である男性と死別し、18才未満の孫または弟妹(20才未満の廃疾の孫または弟妹を含む。以下同じ)と一緒に生活をしているときに支給。
遺児年金	保険料の納付済期間または免除期間が一定期間以上ある父または母と死別し、みなし児となつた18才未満の子に支給。
寡婦年金	老令年金の支給要件を満たしている夫と死別し、そのときまでその夫と10年以上婚姻関係が続いた65才未満の妻が、60才になったときから65になるまでの間、支給。
死亡一時金	保険料の納付済期間が3年以上ある人が、他の拠出年金給付を受けることなく死亡した場合に、一定の範囲の遺族に支給。